特別徴収税額に係る納期の特例に関する承認申請書

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 令和　　年　　月　　日三川町長　殿 | 申請者 | 法人番号 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 氏名又は名称 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 特別徴収義務者指定番号 |  |
| 住所（居所）又は所在地 |  |
| 年　　月以降納入分に係る町民税・県民税特別徴収税額について地方税法第３２１条の５の２の規定により特別徴収税額の納期の特例について承認されるよう申請します。 |
| 申請の日前６ヶ月間の月別の給与の支払を受ける者の人員及び支給金額 | 月区分 | 常時雇用者 | 臨時雇用者 |
| 支給人員 | 支給金額 | 支給人員 | 支給金額 |
| 　　年　　月 | 人 | 円 | 人 | 円 |
| 　　年　　月 | 人 | 円 | 人 | 円 |
| 　　年　　月 | 人 | 円 | 人 | 円 |
| 　　年　　月 | 人 | 円 | 人 | 円 |
| 　　年　　月 | 人 | 円 | 人 | 円 |
| 　　年　　月 | 人 | 円 | 人 | 円 |
| １．現に町税の滞納があり、又は最近において著しい納付若しくは納入の遅延の事実がある場合において、それがやむを得ない理由によるものであるときはその理由２．申請の日前１ヶ年以内において納期の特例についてその承認の取消しの通知を受けたことの有無 |  |

申請についての注意事項

　　１．　この特例の適用を受けることができる特別徴収義務者はその者から給与の支払を

　　　　受ける人の人数が常時１０人未満である特別徴収義務者です。

　　２．　この特例の承認を受けた場合には、次に掲げる期間中に支払った給与及び退職手

　　　　当について徴収した特別徴収税額は、それぞれ次に掲げる期限までに納入すること

　　　　になります。

　　　１２月１０日まで

１２月から翌年５月までの徴収分　　　　６月１０日まで

　　３．　納期の特例について承認を受けていた者は、その者から給与の支払を受ける人が

　　　　常時１０人以上となった場合には、遅滞なくその旨を三川町長に届出なければなり

　　　　ません。

　　４．　申請者が法人の場合は法人番号を記載してください。申請者が個人事業主の場合

は、法人番号欄は空欄で提出してください。

５．　町税の滞納や著しい納付若しくは納入の遅延があるような場合には、この特例の

承認を受けられないことがあります。

　また、この承認を受けても滞納したり、納付及び納入の遅延をきたしますと、こ

の特例の承認を取り消されることがありますから、そのようなことのないように特

にご注意願います。